

## 令和5年度白鷹学講座開催支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 急激な人口減少、高齢化が進む中コミュニティを維持するため、各人に求められる役割の拡大や多様化が社会全体の課題となっている。また、人生100年時代といわれ、長い人生を充実して送るため、生涯にわたる学習の機会が求められている。

白鷹学は「白鷹で学ぶ」「白鷹を学ぶ」の理念に基づき、町民が自ら講座等を開催することで、物事の本質を学び、新しい文化や知識を身につけるだけでなく、実施の過程で生まれる様々な「つながり」から、未来につながる共創のまちづくりを担う人材を育成するため、白鷹町補助金等の適正化に関する規則(昭和52年規則第5号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、白鷹学講座開催支援事業費補助金の交付を行う。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、以下の要件を満たす団体とする。

- (1) 事業の企画運営に関わる者3名以上で構成された団体であること。
- (2) 団体の代表者は、令和5年4月1日時点で白鷹町に住所を有する者であること。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 団体の内部にとどまらず、広く町民に提供される生涯学習事業であること。
- (2) 町内外から広く参加を募ることを原則とし、町報など町長が別に定める方法を用いて広報活動を行うこと。
- (3) 町の他の制度の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) 特定の政治又は宗教活動を目的とする事業でないこと。
- (5) 専ら営利を目的とする事業でないこと。なお、事業の成果によって相当の収益を得たと認められる場合には、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額の返還をさせることがある。
- (6) 同一の団体からの申請は1年度につき1回限りとし、連続での申請は3年以内とする。
- (7) 補助金の対象となる経費の合計(以下「補助対象経費」という。)から団体負担金以外の収入を控除した額が30,000円を超えること。

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 謝礼 講師、公演、保育、デザイン、司会等
- (2) 旅費 講師及び公演者の交通費、宿泊費、講師等との打ち合わせに要する交通費
- (3) 消耗品 各種材料費、事務用品代等
- (4) 食糧費 講師及び公演者に対する食事代、会議茶代

- (5) 印刷製本費 ポスター・チラシ等の印刷代
  - (6) 通信費 チラシ送料、ネットワーク通信料等
  - (7) 保険料 行事保険料
  - (8) 委託料 会場設営費、撤去費、作品運搬費等
  - (9) 使用料及び賃借料 会場使用料等
- (補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 補助金の額は、補助対象経費から団体負担金以外の収入を控除した額とし、500,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、白鷹学講座開催支援事業費補助金申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長が別に指定する日までに提出するものとする。

- (1) 団体名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、申請書を受理したときは、選考会議での審査を経て、適当と認めるものにつき、補助する事業及び補助金の額を、白鷹学講座開催支援事業費補助金交付決定通知(以下「交付決定通知」という。)(様式第2号)により申請者に速やかに通知するものとする。

(計画変更の承認)

第8条 前条の補助金の交付決定を受けた申請者(以下「事業実施者」という。)は、状況に変更が生じたときは、白鷹学講座開催支援事業計画変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号に定める軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助目的に関係しない程度の事業計画細部の変更
- (2) 補助対象経費の2割以内の増減

2 町長は、前項に基づく計画変更承認申請を受けたときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、白鷹学講座開催支援事業計画変更承認通知書(様式第4号)により事業実施者に通知するものとする。

3 町長は第1項の承認をするときは、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 事業実施者は、自己の都合等の事由により当該事業を中止しようとするときは、白

鷹学講座開催支援事業費補助金申請取下書(様式第5号)により、事業実施前までに、速やかに申請を取下げなければならない。

2 町長は、前項の取下書を受理したときは、白鷹学講座開催支援事業費補助金申請取下承認書(様式第6号)により、事業実施者に通知するものとする。

3 第1項による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の決定はなかったものとみなす。

(状況報告)

第10条 町長は、必要がある場合において、白鷹学講座開催支援事業状況報告書(様式第7号)により報告を求めることができる。

(実績報告書)

第11条 事業実施者は、事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、白鷹学講座開催支援事業実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 事業評価資料
- (4) その他、町長が特に必要と判断したもの

(補助金の額の確定等)

第12条 町長は、前条の実績報告を受け、事業の成果が交付決定内容に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の金額を確定し、白鷹学講座開催支援事業費補助金の額の確定通知書(様式第9号)により、事業実施者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 町長は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の概算払をすることができる。

2 事業実施者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金の交付を受けた日の属する年度の3月31日までに白鷹学講座開催支援事業費補助金精算払(概算払)請求書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第14条 町長は、第9条の規定による交付申請の取下げ及び次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 事業実施者が規則、要綱等に基づく補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他この規則に基づく町長の処分違反したとき。
- (2) 事業実施者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 事業実施者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。  
(補助金の返還)

第15条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定の取り消しを行った場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、事業実施者に対して期限を定めて、補助金を返還させるものとする。

(完了後の責務)

第16条 事業実施者は、当該事業完了後においても当該事業の効果等の把握に努め、事業評価等のため町長が関係資料の提示を求めた時はすみやかに提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号-1

令和 年 月 日

白鷹町長 殿

住所  
氏名(団体・代表者名)

(署名又は記名押印)

令和5年度白鷹学講座開催支援事業費補助金申請書

下記のとおり事業を実施したいため、補助金の交付を申請します。

1. 事業名 : \_\_\_\_\_

2. 事業内容 : \_\_\_\_\_

3. 添付書類

- (1) 団体名簿
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書



令和 年 月 日  
(団体名) \_\_\_\_\_

事業計画書

事業名 : \_\_\_\_\_

事業内容

分野 : \_\_\_\_\_

事業実施予定期日

令和 年 月 日 ( 時 分 ~ 時 分)

令和 年 月 日 ( 時 分 ~ 時 分)

事業実施の場所: 白鷹町 地内 ( 具体的場所 )

対象者 : \_\_\_\_\_

目標参加者数(事務局を含まない) : \_\_\_\_\_人

事業評価資料

Ex. アンケート

様式第1号-4

収 支 予 算 書

(1)収入の部

(単位:円)

| 区 分          | 予算額 | 備 考 |
|--------------|-----|-----|
| 1 町助成金       |     |     |
| 2 団体負担金      |     |     |
| 3 事業収入(入場料等) |     |     |
|              |     |     |
| 計            |     |     |

(2)支出の部

(単位:円)

| 区 分        | 予算額 | 備 考 |
|------------|-----|-----|
| 1 報償費(謝金等) |     |     |
| 2 旅費       |     |     |
| 3 消耗品費     |     |     |
| 4 食糧費      |     |     |
| 5 印刷製本費    |     |     |
| 6 通信費      |     |     |
| 7 保険料      |     |     |
| 8 委託料      |     |     |
| 9 使用料及び賃借料 |     |     |
|            |     |     |
| 計          |     |     |



様式第2号

指令第 号

申請者  
住所  
氏名（団体・代表者名）

令和 年 月 日付で申請のあった令和5年度白鷹学講座開催支援事業補助金\_\_\_\_\_円を交付することに決定したので、白鷹学講座開催支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

令和 年 月 日

白鷹町長

印

記

事業完了後、すみやかに実績報告書提出のこと。

様式第3号-1

令和 年 月 日

白鷹町長 殿

住所  
氏名(団体・代表者名)

(署名又は記名押印)

令和5年度白鷹学講座開催支援事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日に提出した事業計画について、下記のとおり変更申請いたします。

1.事業名: \_\_\_\_\_

2. 添付書類

- (1)事業計画書
- (2)収支予算書

令和 年 月 日  
 (団体名) \_\_\_\_\_

事業変更計画

| 変更前 |    | 変更後 |    |
|-----|----|-----|----|
| 項目  | 内容 | 項目  | 内容 |
|     |    |     |    |

変更収支予算書

(1) 収入の部 (単位:円)

| 区分 | 予算額 | 変更額 | 増減額 | 備考 |
|----|-----|-----|-----|----|
|    |     |     |     |    |
| 計  |     |     |     |    |

(2) 支出の部 (単位:円)

| 区分 | 予算額 | 変更額 | 増減額 | 備考 |
|----|-----|-----|-----|----|
|    |     |     |     |    |
| 計  |     |     |     |    |

様式第4号

第 号  
年 月 日

住所 白鷹町大字  
氏名 (団体・代表者名)

白鷹町長 (印)

令和5年度白鷹学講座開催支援事業計画変更承認通知書

令和 年 月 日付で提出された令和5年度白鷹学講座開催支援事業計画  
変更承認申請書が適正であると認め、承認することに決定したので、白鷹学講座開催支  
援事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

なお、変更には下記の条件を付すことといたします。

記

変更条件

---

様式第5号

令和 年 月 日

白鷹町長 殿

住所  
氏名(団体・代表者名)

(署名又は記名押印)

令和5年度白鷹学講座開催支援事業費補助金申請取下書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた事業について、下記の事由により申請の取り下げをいたします。

1.事業名: \_\_\_\_\_

2.取下げ事由

|  |
|--|
|  |
|--|

様式第6号

第 号  
年 月 日

住所 白鷹町大字

氏名 (団体・代表者名)

白鷹町長

印

令和5年度白鷹学講座開催支援事業費補助金申請取下承認書

令和 年 月 日付で提出された令和5年度白鷹学講座開催支援事業費補助金申請取下申請書を受理し、令和 年 月 日付け指令第 号の交付決定を取り消すことを決定し、白鷹学講座開催支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

様式第7号

令和 年 月 日

白鷹町長 殿

住所  
氏名(団体・代表者名)

(署名又は記名押印)

令和5年度白鷹学講座開催支援事業状況報告書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた事業実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1.事業名 : \_\_\_\_\_

2.実施内容

| 年月日 | 事業内容等 |
|-----|-------|
|     |       |

様式第8号-1

令和 年 月 日

白鷹町長 殿

住所  
氏名(団体・代表者名)

(署名又は記名押印)

令和5年度白鷹学講座開催支援事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令第 号で交付決定を受けた事業実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1. 事業名 :
2. 開催期日 : 年 月 日 ・ 年 月 日
3. 開催場所 :
4. 参加者数 : 総数 名 (町内 名・町外 名)
5. 添付書類
  - (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 事業評価資料の写し
  - (4) その他、教育委員会が求めた事業関係資料



様式第8号-2

令和 年 月 日  
(団体名) \_\_\_\_\_

## 事業報告書

内容

|  |
|--|
|  |
|--|

参加者評価

|  |
|--|
|  |
|--|

実施者評価

|  |
|--|
|  |
|--|

## 様式第8号-3

## 収支決算書

## (1) 収入の部

(単位:円)

| 区分           | 予算額 | 決算額 | 増減 | 備考 |
|--------------|-----|-----|----|----|
| 1 町助成金       |     |     |    |    |
| 2 団体負担金      |     |     |    |    |
| 3 事業収入(入場料等) |     |     |    |    |
|              |     |     |    |    |
| 計            |     |     |    |    |

## (2) 支出の部

(単位:円)

| 区分         | 予算額 | 決算額 | 増減 | 備考 |
|------------|-----|-----|----|----|
| 1 報償費(謝礼等) |     |     |    |    |
| 2 旅費       |     |     |    |    |
| 3 消耗品費     |     |     |    |    |
| 4 食糧費      |     |     |    |    |
| 5 印刷製本費    |     |     |    |    |
| 6 通信費      |     |     |    |    |
| 7 保険料      |     |     |    |    |
| 8 委託料      |     |     |    |    |
| 9 使用料及び賃借料 |     |     |    |    |
|            |     |     |    |    |
| 計          |     |     |    |    |

様式第9号

第 号  
年 月 日

住所 白鷹町大字  
氏名 (団体・代表者名)

白鷹町長 (印)

令和5年度白鷹学講座開催支援事業費補助金の額の確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった令和5年度白鷹学講座開催支援事業費補助金の額について下記のとおり確定したので、白鷹学講座開催支援事業実施要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金額： 円

様式第10号

令和 年 月 日

白鷹町長 殿

請求者  
住所  
氏名(団体・代表者名)

印

令和5年度白鷹学講座開催支援事業費補助金精算払(概算払)請求書

下記事業について、令和5年度白鷹学講座開催支援事業助成金を請求いたします。

記

1. 事業名 : \_\_\_\_\_

2. 請求金額 : \_\_\_\_\_

3. 概算払の事由 : \_\_\_\_\_

4. 振込先

|                 |  |
|-----------------|--|
| 金融機関名           |  |
| 支店名             |  |
| 種別              |  |
| 口座番号            |  |
| 口座名義<br>(カナで記入) |  |